
令和2年 9 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第5日)

令和2年9月18日(金曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 認定第1号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成31年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成31年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 報告第1号 平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 追加日程第一 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第二 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第7 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成31年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成31年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 報告第1号 平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 追加日程第一 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第二 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第7 閉会中の所管事務調査について
-

出席議員（13名）

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
危機管理課長 …………… 藤木 義和	財政課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 瓦田 浩一	住民課長 …………… 八島 勝行
健康福祉課長 …………… 尾上 靖子	環境農林課長 …………… 工藤 正人
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 藤井 則昭	学校教育課長 …………… 原田 和幸
社会教育課長 …………… 飯西 美咲	こどもみらい課長 …………… 太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長 ……………	安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第5号と決算審査特別委員会審査報告書をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに、諮問案1件、発議1件の2件を受理していますので、追加議題と
いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

以上2件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。よろしく申し上げます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

○議長（古賀ひろ子君） では、日程第1、認定第1号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算認定についてから、日程第5、認定第5号 平成31年度宇美町一般会計歳入
歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。

飛賀決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 改めまして、おはようございます。決算審査特別委
員会審査報告を行います。

宇美町町議会議長古賀ひろ子殿。決算審査特別委員会委員長飛賀貴夫。決算審査特別委員会審
査報告書。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。
委員会開催日、令和2年9月10日、11日、15日。

事件の名称、認定第1号平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て。

平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、歳入総額4億
4,001万8,955円、歳出総額4億1,955万9,861円で、2,045万9,094円の
黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料3億151万5,073円、3款繰入金1億1,876万
3,608円、4款繰越金1,950万5,614円が主なものです。

3款繰入金の内訳については、福岡県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金等を含む
職員給与費等繰入金及び低所得者に対する保険料軽減措置による減収額を補填するための保険基

盤安定繰入金です。

歳出の1款総務費1,571万4,301円は、職員2名分の人件費、被保険者証、賦課通知書の郵便料などです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億360万4,580円で、その内訳は保険料負担金分3億49万173円、広域連合事務費負担金分741万762円及び保険基盤安定負担金分9,570万3,645円となっています。

審査では、1人当たりの医療費が高額な要因、医療費抑制のための健康づくり事業の強化、高額滞納者の現状、レセプト点検から医療費抑制につながる事業展開などについて質疑がありました。採決の結果は認定とするものと決したことを報告します。

次に、事件の名称、認定第2号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成31年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、歳入総額39億1,178万1,700円、歳出総額37億9,541万395円で、1億1,637万1,305円の黒字決算となっています。

歳入では、1款国民健康保険税は7億3,849万8,914円、4款県支出金は27億8,400万6,899円、5款一般会計からの繰入金は3億3,301万6,475円、7款諸収入は5,472万2,712円です。

歳出では、1款総務費5,239万2,396円で、総務管理費、徴収費、運営協議会費となっています。

2款全体の70.5%を占める保険給付費は、26億7,573万8,876円です。

3款国民健康保険事業費納付金10億1,800万7,385円は、県が国保財政運営の主体となったことによる歳出となっており、6款保健事業費は2,490万921円、8款諸支出金は328万7,790円です。

9款繰上充用金は、前年度赤字額2,108万2,247円を補填したものです。

審査では、レセプト点検事務委託料の委託先及び内容、収納業務委託料の内容及び拡充、滞納の今後の見通し、滞納者への強硬徴収、審査支払手数料とレセプト点検委託料の違い、出産育児一時金の減少理由、特定健診の受診率低下による医療費の増加、後期高齢者医療費と国民健康保険事業費納付金の関係、特定保健指導の指導状況、不納欠損の時効分の内容、オンライン資格確認の内容と効果などについて質疑がありました。採決の結果は、認定するものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第3号、平成31年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

平成31年度宇美町上水道事業会計の決算は、収益的収支では、収入総額8億53万6,659円で、営業収益7億5,504万3,535円は給水収益、手数料及び雑収益です。営業外収益4,549万3,124円は、他会計負担金、給水申込負担金及び長期前受金戻入です。

支出総額は、6億6,772万2,954円で、営業費用6億2,366万4,660円は、経常的経費のほか受水費、減価償却費などです。営業外費用4,343万3,757円は、企業債利息及び消費税、特別損失62万4,537円は、貸倒引当金繰入額です。

資本的収支の収入総額1億970万3,222円は、工事負担金及び固定資産売却代です。

支出総額は、4億3,400万3,593円で、企業債償還金1億1,200万3,373円は元金償還金、改良費3億2,200万220円は固定資産購入費、原水浄水設備工事費、配水設備工事費です。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,430万371円は、損益勘定留保資金などで補填されています。

平成31年度は1億1,512万4,285円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金7,540万7,033円に純利益を加えた額1億9,053万1,318円の未処分利益剰余金を生じました。この未処分利益剰余金については、剰余金処分計算書（案）のと通りの処分後残高を繰越利益剰余金として、翌年度への繰越しとなっています。

審査では、自己水源率の動向、企業団からの受水量の見直し、改良工事契約の落札率、収納率の向上への取組、コロナ禍における水道使用料の徴収猶予及び減免の考え方などについて質疑がありました。採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第4号、平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算は、収益的収支では、収入総額8億9,832万7,594円で、営業収益7億2,419万7,260円は下水道使用料、他会計負担金及び手数料です。

営業外収益1億7,366万1,994円は、長期前受金戻入、雑収益及び引当金戻入益です。

特別利益46万8,340円は、公営企業法適用開始時点の未収金である平成27年度末の下水道使用料、下水道事業受益者負担金の滞納繰越額の収入分です。

支出総額8億7,206万8,120円で、営業費用7億2,704万3,978円は経常的経費のほか流域下水道維持管理負担金、減価償却費などです。

営業外費用1億4,502万4,142円は、企業債利息及び消費税です。

資本的収支は、収入総額7億3,799万9,600円で、企業債3億5,880万円、他会計負担金1億1,200万円、基金繰入金1億4,600万円、補助金8,330万円及び負担金3,789万9,600円です。

支出総額は9億6,675万7,237円で、建設改良費3億7,839万3,309円、企業債償還金5億8,836万3,928円です。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,875万7,637円は、損益勘定留保資金などで補填されています。

平成31年度は2,857万5,810円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金1,465万7,635円に純利益を加えた額4,323万3,445円の未処分利益剰余金を生じました。この未処分利益剰余金については、剰余金処分計算書(案)のとおり、処分後残高を繰越利益剰余金として、翌年度への繰越しとなっています。

審査では、企業債の借換え及び交付税措置、建設工事の国庫補助金対象範囲、受益者負担金及び下水道使用料の不納欠損状況などについて質疑がありました。採決の結果は、認定するものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第5号、平成31年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成31年度宇美町一般会計の歳入歳出決算については、歳入総額131億7,347万7,464円、歳出総額127億6,427万2,708円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、3億1,850万6,756円の黒字決算です。

歳入では、1款町税は37億5,242万7,072円で、町民税18億7,262万1,499円、固定資産税15億2,813万9,756円、軽自動車税1億251万5,391円、町たばこ税2億4,915万426円です。

2款地方譲与税は9,094万4,009円、3款利子割交付金は260万3,000円、4款配当割交付金は1,491万3,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は909万1,000円、6款地方消費税交付金は6億2,268万6,000円、7款自動車取得税交付金は2,272万6,791円、8款地方特例交付金は1億256万6,000円です。

9款地方交付税は26億1,261万9,000円で、普通交付税23億2,811万2,000円、特別交付税2億8,450万7,000円です。

10款交通安全対策特別交付金は517万1,000円となっており、11款分担金及び負担金1億4,648万4,541円は民生費負担金が主なものです。

12款使用料及び手数料1億7,944万591円は、公営住宅使用料を含む土木使用料、塵芥処理手数料を含む衛生手数料などが主なものです。

13款国庫支出金は20億8,197万606円で、国庫負担金13億2,918万7,728円、国庫補助金7億4,437万5,680円、委託金840万7,198円です。

14款県支出金は9億8,317万2,849円で、県負担金7億375万1,385円、県補助金2億163万5,856円、委託金7,778万5,608円です。

15款財産収入は2,950万7,387円で、財産運用収入、財産売払収入です。

16款寄附金は2億5,388万9,630円で、ふるさと宇美町応援寄附金が主なものです。

17款繰入金は3億6,011万4,500円で、財政調整基金繰入金、農業振興事業費財政基金繰入金などです。

18款繰越金は4億7,178万9,371円、19款諸収入は2億6,435万117円、20款町債は11億6,701万1,000円です。

歳出では、1款議会費は1億1,596万3,006円です。

2款総務費は19億8,469万2,724円で、総務管理費17億667万4,191円、徴税費1億7,645万6,845円、戸籍住民基本台帳費7,478万758円、選挙費2,338万5,434円などで、うち総務管理費では基金費が主なものです。

3款民生費は45億8,648万1,165円で、社会福祉費24億8,944万7,110円、児童福祉費20億9,703万4,055円です。社会福祉費では障害者福祉費、後期高齢者医療費が主なものであり、児童福祉費では児童手当費、保育園費が主なものです。

4款衛生費は11億6,482万6,686円で、保健衛生費3億808万2,197円、清掃費8億5,674万4,489円、うち清掃費では塵芥処理費が主なものです。

5款労働費は1,979万1,288円、6款農林水産業費は1億5,534万267円、7款商工費は1億284万2,714円です。

8款土木費は13億9,354万5,553円で、都市計画費6億59万1,575円、住宅費6億6,208万3,088円が主なものであり、9款消防費は4億7,221万8,815円です。

10款教育費は17億6,865万8,739円で、教育総務費2億5,628万5,538円、小学校費4億998万3,701円、中学校費2億5,450万6,026円、幼稚園費1億2,401万8,837円、社会教育費4億5,373万4,232円、保健体育費2億7,013万405円、12款公債費は9億9,991万1,751円です。

審査の過程では、歳出、歳入、総括の順で詳細に内容を質しました。この間の過程については質疑が多数ありましたので、特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

以上、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

念のため申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号 平成31年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号 平成31年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定する

ことに決定されました。

次に、認定第4号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号 平成31年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号 平成31年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第6. 報告第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、報告第1号 平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を行います。報告を求めます。

中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、御報告させていただきます。

報告第1号 平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会

に報告するものです。

1 ページをめくっていただきまして、1 ページが健全化比率の報告書になっております。2 ページが資金不足比率についての報告書、3 ページ、次の4 ページが監査委員からの一般会計の審査意見書、5 ページが公営企業会計の審査意見書となっております。6 ページ以降に健全化判断比率と資料を添付いたしております。まず、こちらのほうから説明させていただきたいと思っておりますので、次の7 ページをお願いいたします。

上段にあります地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要を御覧ください。健全化判断比率は地方公共団体の財政の健全性を示す資料として、上の表の図表の左下になりますが、ページで言いますと中ほどの左側になりますが、縦列で実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして、公営企業の経営の健全性を示す指標として資金不足比率があり、毎年この財政指標の算定と公表が義務づけられております。また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上になった場合には財政再生計画を、また公営企業が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画の策定が義務づけられるものでございます。

7 ページ中段の下の表は、どの比率にどこまでの会計等が対象になるかを表したものとなっております。

次の8 ページをお願いいたします。健全化判断比率等の算出式ということで、ここに各比率の算定式を掲載しております。簡単に説明させていただきますと、まず1 つ目の実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率で、宇美町では、一般会計を対象とするものです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と上水道事業などの公営企業会計及び国保などの保険等事業会計の公営事業会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率となっております。

次の実質公債費比率は、一般会計、公営事業会計に一部事務組合・広域連合を対象に、一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模の額に対する比率で、過去3 か年の平均値で算出されます。

次の将来負担比率は、地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含めて、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率となっております。

その下の資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっております。

次の9 ページ以降につきましては、1 年前になりますけれども、平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要確報を添付しております。平成30年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は、1 団体ということございました。この団体につきましては、財政再生基準を超えている団体になります。この概要が10 ページ、11 ページまで

続いておりまして、最後の12ページには、糟屋地区1市7町の平成30年度決算に基づく比率の一覧表を添付しております。後ほど、御参照いただきたいと思います。

それでは、平成31年度の健全化判断比率の報告をさせていただきます。戻っていただきまして、1ページが報告書となっておりますが、説明につきましては4ページの監査委員の審査意見書によりまして、報告させていただきます。

中段の表を御覧ください。上段の実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるもので、先ほど認定していただきました平成31年度一般会計決算において、実質収支3億1,850万6,756円で、4.44%の黒字となっておりますので、比率は表示されていません。なお、早期健全化基準は13.99%となっております。

次の連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象として、実質収支の比率を算定するものです。平成31年度全会計の決算では、13.34%の黒字となりましたので、比率は表示されておられません。なお、早期健全化基準は18.99%となっております。

次の実質公債比率は——公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものですが、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、加入している一部事務組合等の元利償還金相当額を含めての負担率を算出しています。平成31年度の実質公債費比率は7.7%となっており、早期健全化基準25%を下回っております。

次の将来負担比率は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、一部事務組合等を対象にして、一般会計における将来の財政負担を示す指標であり、一般会計の地方債残高、上下水道会計の償還金の繰出見込額、退職手当負担見込額等により比率が算出され、平成31年度の将来負担比率は0.9%となっており、早期健全化基準350%を下回っております。

以上のとおり、各比率ともに早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画策定の義務は発生をいたしておりません。

続きまして、平成31年度の資金不足比率について御報告をいたします。2ページが報告書となっておりますが、こちらも5ページの監査委員の審査意見書によりまして、報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであり、資金の不足額は流動負債の額から、流動資産等の額を控除することなどを基本としており、欠損金とは異なるものでございます。

中段の表を御覧ください。平成31年度上水道事業会計決算、その下の流域関連公共下水道事

業会計決算は、ともに資金不足比率は表示されておられません。

以上により、両会計ともに経営健全化基準20%を下回っていますので、経営健全化計画策定の義務は発生いたしておられません。

以上、宇美町におきましては、財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないということで、簡単でございますが報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

報告第1号 平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結します。

追加日程第一 諮問第2号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） よろしくお願いいいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。令和2年9月15日提出。宇美町長木原忠。

氏名平島直美。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、人権擁護委員小林文弘氏の任期が令和2年12月31日で満了することに伴い、平島直美氏を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。参考資料1としまして、平島直美氏の略歴を添付しております。

次の2ページをお願いいたします。参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋及び人権擁護委員名簿を記載しております。御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案について、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに賛成の方は起立願

ます。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、諮問第2号は人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに決定いたしました。

追加日程第二、発議第3号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。趣旨説明を求めます。

南里議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（南里正秀君） 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年8月28日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、議会運営委員会委員長南里正秀。意見書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税

の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、記載の議長及び大臣であります。9月16日に新内閣が組閣されましたので、お名前につきましては、可決いただけましたら送付時点においての議長、大臣に提出予定でございます。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里委員長、議席に戻ってください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書を地方自治法第99条の規定により、提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により、提出することに決定いたしました。

日程第7. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出があっております。

お諮りします。各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本9月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年9月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時54分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月7日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 白 水 英 至

署名議員 丸 山 康 夫